

聖籠町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

#### 聖籠町条例第十一号

#### 聖籠町税条例の一部を改正する条例

聖籠町税条例（昭和三十五年聖籠町条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第二十二條 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四十二條第三項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成二十二年において生じた法第三百十四條の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第二十二條の二の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第二十二條の二の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成二十四年度以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第一項前段の場合において、第二十二條の二の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八條の六第一項に規定する親族の有する法附則第四十二條第

三項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十四年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

4 第一項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第二十二条の二の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成二十四年度後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第一項の規定は、平成二十三年度分の第二十五条の二第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第二十三条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の三及び附則第六条の三の二の規定の適用については、附則第六条の三第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災

者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、「法附則第五条の四第六項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第六項」と、附則第六条の三の二第二項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、「法附則第五条の四の二第五項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第五項」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第二十四条 法附則第五十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の一月三十一日（第四十一条第五項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第五十六条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けようとする場合にあ

つては、一月三十一日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第三十三条第一項第三号から第五号まで又は第三項第三号から第五号までに掲げる者である場合にあっては、同条第一項第一号若しくは第二号又は第三項第一号若しくは第二号に掲げる者との関係は第三項第一号若しくは第二号に掲げる者との関係

二 法附則第五十六条第一項に規定する被災住宅用地の上に平成二十三年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

三 当該年度に係る賦課期日において法附則第五十六条第一項(同条第二項において準用する場合及び同条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定の適用を受けようとする土地を法第三百四十九条の三の二第一項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

四 その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第五十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける土地に係る平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税については、第六十二条の規定は適用しない。

3 法附則第五十六条第四項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。))に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。))の代表者が毎年一月三十一日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出

書を町長に提出して行わなければならない。

一 代表者の住所及び氏名

二 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

三 特定被災共用土地に係る法附則第五十六条第三項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

四 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

五 法附則第五十六条第三項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第五十六条第九項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に三条を加える改正規定（附則第二十三条に係る部分に限る。）は、平成二十四年一月一日から施行する。